

徳島県教育会館利用申請(減免)について

◎提出書類(2枚)

- ・徳島県教育会館利用申請書(減免)
- ・徳島県教育会館使用願(減免)

会場料利用(減免)規定

- 1 減免を利用できる団体は、教育研究関係等とする。
- 2 減免を利用できる回数は、1団体につき月1回とする。
- 3 減免を利用できるのは室料のみであり、空調設備や音響及び設備機器等は有料とする。
- 4 利用時間は、午前9時から午後5時まで(時間厳守)とする。利用日は、月曜日から金曜日までとし、そのうちの祝祭日は除く。
- 5 会場設営は利用する団体が行う。

徳島県教育会館利用申請書(減免)

当該(研究会)団体は、教育研究関係等であり、下記の会場料減免に該当いたしますので申請いたします。

利 用 日 令和 年 月 日 ()
利 用 時 間 時 分 ~ 時 分
利 用 会 場 ()
利 用 団 体 名 ()
代 表 者 名 (印)

令和 年 月 日

公益社団法人 徳島県教育会 様

